附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（漁獲量の制限等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十一条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正）

第四条　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年農林水産省令第七十一号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「漁業法」を「漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法」に、「第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六条第一号の」を「漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている」に改める。

○農林水産省令第四十九号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）、指定漁業の許可及び取締りに関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

農林水産大臣　江藤　拓

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（「タラバ」蟹類採捕取締規則等の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　「タラバ」蟹類採捕取締規則（昭和八年農林省令第九号）

二　昭和十八年農林省令第二十三号（臘虎膃肭獣猟獲取締法第四条の規定に依る特に命令を受けたる官吏の携帯すべき証票に関する件）

三　海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令（昭和二十五年農林省令第五十号）

四　小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）

五　いるか猟獲取締規則（昭和三十四年農林省令第四号）

六　特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）

七　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）

八　東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令（平成二十三年農林水産省令第四十号）

九　大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）

（水産資源保護法施行規則の一部改正）

第二条　水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る。）	（水産動植物の採捕等の禁止） **第一条**　次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、これを採捕してはならない。ただし、試験研究その他の特別の事由により農林水産大臣が許可をした場合は、この限りでない。 水産動植物の名称　禁止区域 ひめうみがめ（その卵を含む。）　北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域 おさがめ（その卵を含む。）　北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域